

公務員関係判例研究会 平成 26 年度 第 6 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 27 年 1 月 15 日 (木) 15:00~16:50

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、上野弁護士、牛場弁護士、木下弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士、高田弁護士、田中弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士、山本行政訟務課付検事 (五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 川淵内閣審議官、福田内閣参事官、平山人事制度研究官、安藤調査官、伊藤争訟専門官、高橋争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 在外公館の専門調査員の法的地位に関する裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 国家公務員については、国家公務員法に定義規定はないものの、通常、①国の事務に従事していること、②国の任命権者から任命されていること、③原則として国から給与を受けていることという三要件を充足することが必要であると解されている。

この点、東京地裁平成 25 年 9 月 30 日判決 (外務省専門調査員地位確認請求事件。以下「本件判決」という。) は、外務省の専門調査員は、外務大臣の委嘱を受けて、在外公館において、委嘱された調査・研究を行うとともに、館務の補助的業務や脱北者関連業務に従事していたことが認められる (上記①の要件は満たす) もの、国の任命権者により任命されているとはいえないし、原則として国から給与を受けているとも言い難い (上記②、③の要件は満たさない) ことから、国家公務員とは認められないと判示している。

○ 国家公務員法上の国家公務員であるか否かは、基本的には上記②の問題 (上記③は、上記②の補完要素) であり、さらに、その中核的な要素は、任命権者の「任命 (雇用) する意思」であるといえる。

そして、「任命 (雇用) する意思」の判定に当たっては、制度面 (関係法令の規定、構造等) を前提とする任命権者側の認識だけでなく、運用面 (従事する業務の内容、時間的・場所的拘束性の程度、指示・命令に対する服従の程度等) に着目して行われることに留意が必要であろう。

なお、給与の決定方式は、仮に国家公務員に準拠する方式を採用したとしても、その方式を採用するに当たって、ある程度合理的な理由が認められるのであれば、それをもって直ちに国家公務員 (職員) としての法的地位を推認させるような事情とまではいえないのではないか。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 民間労働者の場合は、労働者性を判断するに当たり、会社の指揮命令下にあるか否かがポイントの一つであるが、公務員であっても同様のことをいうことはできないか。雇用関係確認等請求上告事件（最高裁平成元年12月11日第二小法廷判決）は、上屋久町立資料館の専門員につき、業務委託契約であるにもかかわらず、使用従属関係から見て労働者性があるといわざるを得ないとして、雇用契約のような実質もあるとしている（ただし、結論としては、当該専門員は、地方公務員法3条3項3号の非常勤嘱託員であると認定した上で、任用期間の満了により地位を失ったとしている。）。公務員性を判断するに当たっては、契約形式にかかわらず、実態としてどのような業務をしていたのかという点が、民間と同様にポイントになってくるのではないか。
- 人を雇ったのか、仕事を委託したのかという判断においては、基本的には民間労働者と同じように考えるべきなのであろうが、公務員の場合は、人を雇う場合に様式性があるのだから、その点において異なるのではないか。
- 外務省の専門調査員が国家公務員には当たらないということは、この制度を作ったときから、国家公務員法を念頭に置いて、きちんと整理していたのであろう。地方公務員の例であるが、市営住宅の管理人が公務員か否かの議論があったときに、最初の段階できちんとした制度設計をしていないことが判明し、対応に苦慮したことがある。
- 判決書に記載がある「専門調査員派遣要綱」によれば、「専門調査員については国家公務員たる館員と異なり館務補助の業務に従事するに当たって被ることあるべき災害につき、公務上の災害としての救済を受け得ないことに十分留意するものとする。」と明記されている。これは内規なのかもしれないが、そうであっても十分なオリエンテーションがされているはずであり、周知の事実なのであろう。それを分かった上で、どうしてこのような訴訟を提起するのかは疑問である。
- 国家公務員ではないのだから、国家公務員災害補償法の対象にならないという本件判決の結論は妥当であり、同法上の補償を求めるのには無理があるが、危険が予測される場所に行かされていることからすれば、安全配慮義務違反という観点から主張された場合、どのような判断が出るかは気になるところである。
- 国家公務員災害補償法上の補償の不支給処分を取消しを求めるなどして、請求原因を広げるという方法も取り得たのかもしれない。
- 国家公務員災害補償法上の補償の支給・不支給の決定には処分性がないとされているので、実質的当事者訴訟である地位確認請求又は給付請求しかできないことになるのではないか。

(3) 次回会合は、平成27年2月19日（木）に開催することとした。